

株主の皆様へ

第157回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

●事業報告

1. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況
2. 当社の支配に関する基本方針の内容の概要

●連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

●計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況」、「当社の支配に関する基本方針の内容の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.adeka.co.jp>) に掲載し、株主の皆様にご提供いたしております。

2019年6月3日

株式会社 **ADEKA**

1. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況

当社の取締役会において決議した「業務の適正を確保する体制（内部統制システム）に関する基本方針」の概要は以下のとおりであります。

(1) 業務運営の基本方針

① 経営理念

「新しい潮流の変化に鋭敏であり続けるアグレッシブな先進企業を目指す」

「世界とともに生きる」

② ADEKAグループ行動憲章

(i) 法令の遵守と社会倫理に則った公正・透明な企業活動

(ii) 安全で高品質な商品・サービスの提供

(iii) 環境の保全

(iv) 社会からの信頼確保のための友好的かつ積極的なコミュニケーション・社会貢献活動

(v) 適切かつ公正な情報開示

(vi) 働きやすい職場環境

(vii) 反社会的勢力の排除

(viii) 健全で持続的な発展と社会への還元

(2) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

① コンプライアンス推進組織

コンプライアンス推進委員会（本部長）を設置し、コンプライアンス体制の整備に努める。各部門には、コンプライアンス推進責任者とコンプライアンス推進担当者を設置する。

② グループ・コンプライアンス規程

グループ・コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス推進組織体制の整備、教育・啓発活動、内部通報制度の運用等を推進する。

- ③ 倫理綱領・マニュアル
「ADEKAグループ行動憲章」、「コンプライアンス行動ガイドライン」、「コンプライアンス・ケースブック」等の綱領やマニュアルを活用し法令遵守を徹底する。
 - ④ コンプライアンス教育・研修
階層別研修とテーマ・法令別研修を組み合わせた教育・研修制度や、社内報、メールマガジン等の社内メディアの活用により、全社に広くコンプライアンス意識を徹底させる。
 - ⑤ モニタリングと業務監査
 - (i) 法令遵守状況やコンプライアンス意識の浸透度等の定期的モニタリング、調査
 - (ii) 業務監査室によるコンプライアンスに関する内部監査結果のコンプライアンス推進委員会への報告等、コンプライアンス推進委員会と業務監査室の連携
 - (iii) 委員会の活動状況とコンプライアンス上の問題に関する取締役会及び監査役への報告
 - ⑥ 内部通報制度
コンプライアンス内部通報規程に基づき内部通報窓口の適正な運用を通じたコンプライアンス違反行為の早期発見と情報確保に努める。
 - ⑦ 内部統制システム推進組織
内部統制推進委員会（本部長）を設置し、内部統制システムの構築・整備を行う。
 - ⑧ 反社会的勢力による被害の防止及び関係遮断
反社会的勢力による被害の防止、関係の一切遮断のため、対応の所管部署を法務・広報部と定め、事案発生時の報告と対応に係るマニュアル等を整備し、警察等関係機関とも連携し、毅然と対応する。
- (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
経営上重要な案件は、取締役会や経営会議で意思決定を行い、議事録を関連資料とともに保存する。執行ラインに権限委譲された業務は、稟議、決裁手続を行い、稟議書・決裁書を関連資料とともに保存する。これらの保存・管理を以下のとおり行う。
- ① 文書管理規程及び文書保存・廃棄基準に基づく書類保存
 - ② インデックス化や電子ファイルの活用による検索性の高い保存

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

- ① 危機管理委員会の設置及び危機管理マニュアルに基づく体制整備
危機管理委員会が全社のリスクの洗い出しと評価、危機管理マニュアルの立案と、危機管理体制のチェック等を行う。
危機管理マニュアルに基づき、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、緊急事態の発生時に、被害を最小限に止める体制を取る。
- ② 緊急対策本部の設置
有事で特に緊急度・重要度の高いケースは、危機管理マニュアルに基づき当該事項の主管部署の担当役員を本部長とする緊急対策本部を設置し、組織的に対応する。
- ③ リスク管理の監査
業務監査室は、部署ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役及び取締役会に報告する。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度
執行役員制度により、意思決定と業務執行の分離を図り、意思決定の迅速化と、業務執行責任の明確化を図る。
- ② 経営会議
取締役会決議事項について事前審議を行い、経営執行上の重要事項について、審議の迅速化と情報の共有化を図る目的で、経営会議を設置し、経営会議規則で定める付議事項について、審議、決定する。
- ③ 役員の任期
取締役と執行役員の経営責任を明確化し、効率化を促す目的で、任期を1年とする。
- ④ 職務権限・意思決定・業務遂行ルール of 明確化
社内規程に基づき職務権限、意思決定及び業務遂行のルールを明確化し、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を取る。
- ⑤ 予算管理制度
期初に部門ごとに数値目標の設定を行い、管理会計の手法を用いて進捗、達成状況をレビューし、結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保する。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社から当社への業務の執行の報告に関する体制

当社の代表取締役は、週報・月報制度、A D E K A グループ社長会、グローバル戦略会議、各子会社の株主総会への出席、派遣取締役・監査役を通じて、各子会社の業務の執行状況の報告を求め、情報収集に努める。

② 子会社の危機管理に関する体制

各子会社に、業態及び規模に応じた危機管理体制の構築・整備、運用状況の報告を求める。また、子会社に緊急事態が発生し、当社や他の子会社へ重大な影響が懸念される場合、当該子会社と合同の緊急対策チームを組織し、両社協力して対応する。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

管理会計の手法により子会社の予算の進捗、達成状況レビュー、フィードバックを行う。また、グローバル経営管理システムを通じて、子会社との間で即時の情報収集を可能とし、業務の効率化を図る。

④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ共通の倫理綱領、各種規程・マニュアル等を定め、グループ全体のコンプライアンス体制を取る。各子会社に、業態及び規模に応じたコンプライアンス推進体制の構築・整備と、その運用状況の報告を求めるとともに、グループ・コンプライアンス協議会やコンプライアンス講演会の開催を通じて、コンプライアンス意識の醸成と情報の共有化を図る。派遣役員、当社監査役、業務監査室による子会社のモニタリングと、グループ共通の内部通報窓口により、コンプライアンス違反の早期発見に努める。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）の独立性の確保と監査役の指示の実効性の確保に関し、以下の体制を整えた上で、補助使用人を置くものとする。

① 監査役から監査業務に必要な指示を受けた補助使用人は、当該指示に関して、取締役等からの指示命令は受けない。

② 補助使用人には監査役の指示を遂行しうるスキルと経験を有する者を起用する。

③ 補助使用人の人事異動、人事評価、賞罰等については、監査役の事前の同意を得るものとする。

- (8) 監査役への報告体制及びその他監査役の監査の実効性を確保するための体制
- ① 取締役会等への出席及び代表取締役との定期連絡会
監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、代表取締役との連絡会を定期的に行い、経営、コンプライアンス等に関する重要な事項等の報告を受ける。
 - ② 監査役の権限
監査役は、業務監査室長から内部監査結果の報告を受け、取締役、執行役員及び使用人から重要な社内会議の資料、決裁手続きに関する資料の閲覧を求めることができる。
 - ③ コンプライアンス推進委員会との連携
 - (i) コンプライアンス推進委員会への出席
監査役は、コンプライアンス推進委員会へ出席し、委員会からコンプライアンス活動の状況の報告を受ける。
 - (ii) 内部通報窓口
 - a) コンプライアンス推進委員会事務局は、内部通報窓口に対して行われた通報を常勤監査役に報告する。
 - b) 通報者の匿名性の確保、守秘義務及び通報者の不利益取扱いの禁止等を定めた社内規程に基づき、監査役と協力して、内部通報窓口の公正な運営、通報案件の適正な処理、通報者保護を図る。

前記、業務の適正を確保するための体制の運用状況は次のとおりです。

(1) コンプライアンス体制

コンプライアンス推進委員会を年4回、グループ・コンプライアンス協議会を年2回開催し、コンプライアンス上の課題の分析、対策立案、実行及び管理を行いました。

グループ・コンプライアンスの強化に向け、グループ経営理念・行動憲章の周知浸透に努めています。2018年9月開催のグローバル・アドミニストレーション・スタッフ・ミーティングで海外子会社のローカルマネージャーを対象にA D E K Aグループ経営理念・行動憲章の説明を行うとともに、各社での社内研修の実施を呼びかけることにより、海外子会社従業員への浸透を図りました。

コンプライアンス教育・研修については、当社グループの役員、従業員を対象としたコンプライアンス講演会、テーマ・法令別研修や、階層別研修、eラーニング等を実施しています。本年度は、A D E K Aグループのコンプライアンス推進責任者やコンプライアンス推進担当者を対象に、前年度のコンプライアンス意識調査の結果を踏まえたコンプライアンス・リーダー研修を実施しました。

(2) リスク管理体制

当社では、危機管理委員会を年2回開催し、B C M S（事業継続マネジメントシステム）、震災対策、感染症対策や情報セキュリティなど、当社グループ事業を取り巻く様々なリスクの評価、分析、調査、対策の立案及び管理を行いました。

災害や事故発生時の損害や被害を最小限に抑えるため、防災・避難訓練、安否確認システム運用訓練を実施したほか、B C M Sの維持・改善に向けた取組みを行いました。

本年度は、情報セキュリティ強化のために、各種の施策を実行しました。情報セキュリティ対策強化の一環として、情報セキュリティポリシー及び関連規程を制定するとともに、各部門にて部門情報管理責任者及び部門情報管理担当者を選任し、情報管理・セキュリティの強化に向けた社内体制を構築しました。また、情報セキュリティ意識の向上を図るべく、セキュリティeラーニングとセキュリティ意識調査を実施しました。

これらの取組みを通じ、グループ全体としての危機管理の強化に取り組みました。

(3) 子会社経営管理

子会社から当社への週報・月報制度の運用を徹底するとともに、子会社の取締役会、株主総会、各事業本部主催のグローバル戦略会議やA D E K Aグループ社長会において、子会社から業務執行の報告を受けることにより、子会社の管理監督を行っています。

子会社への役員派遣や、子会社に対する当社監査役による監査や業務監査室による内部監査を通じて、子会社における業務の適正性の確保に努めています。

また、当社では、グローバル経営管理システムによる子会社の経営管理の仕組みを構築し、子会社の業務の効率化に取り組んでいます。

(4) 監査役への報告に関する体制

常勤監査役は、取締役会、経営会議、その他の重要な会議に出席するほか、コンプライアンス推進委員会、グループ・コンプライアンス協議会や危機管理委員会にオブザーバーとして常時出席し、当社グループのコンプライアンスやリスクマネジメントの状況を把握しています。

コンプライアンス内部通報規程に基づき、内部通報窓口への通報は、監査役に適時報告され、また、同規程で定める通報者の匿名性の確保、守秘義務や通報者の不利益取扱いの禁止等に基づき、監査役と協力し、内部通報窓口の公正な運営に取り組んでいます。

2. 当社の支配に関する基本方針の内容の概要

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う大規模買付行為がなされた場合、これが当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、大規模買付行為に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、近年の資本市場においては、対象会社の経営陣の同意を得ずに、一方的に大量の株式の買付を強行するような動きもみられます。こうした大規模買付行為の中には、その目的等からみて企業価値及び株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、または、対象会社の取締役会や株主の皆様が大規模買付行為の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社株主の皆様共同の利益及び当社の企業価値を持続的に確保・向上させていくことを可能とする者である必要があると考えており、上記の例を含め、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

① 当社の企業価値の源泉

(a) 経営理念

当社グループは、「新しい潮流の変化に鋭敏であり続けるアグレッシブな先進企業を目指す」「世界とともに生きる」という経営理念の下、世界市場で競争力のある技術優位な製品群によるグローバルな事業展開を加速し、時代の先端を行く製品と、環境に優しく、顧客ニーズに合った製品を提供し続けております。

上記経営理念の根底には、「本業を通じた社会貢献」というCSR（企業の社会的責任）の思想が流れています。すなわち、社会環境の変化を鋭敏にとらえ、当社の持つ先進技術を積極的に駆使することにより、新しい社会的課題への解決策を提供するとともに、株主及び投資家の皆様

をはじめ、顧客、取引先、従業員、地域社会等、全てのステークホルダーの利益に配慮した経営活動を行うことにより、社会から信頼され、真に必要なとされる企業を目指しております。

幅広いステークホルダーへの貢献を通じた企業価値の向上、ひいては、株主の皆様共同の利益の増大により、健全かつ持続的な成長・発展を続けることが、当社の経営の基本方針であり、創業以来、築き上げてきた、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの良好な信頼関係こそが、当社の企業価値の源泉となっております。

(b) 当社の事業内容とその特徴

当社は、化学品事業と食品事業という2つのコアビジネスを擁するユニークな企業として事業活動を行っています。化学品事業においては、樹脂添加剤、情報・電子化学品、機能化学品、食品事業においては、加工油脂製品、加工食品製品といった非常に多岐にわたる事業分野を持ち、かつ、それらの事業が相互に有機的に結びついているという特徴を有しています。

当社は、新規技術の創造と得意技術の融合により、環境の保全や人々の健康で豊かな生活に役立つ先駆的な製品を持続的に開発・提供し、国際社会に貢献できる企業を目指し、化学品事業と食品事業の両分野で、お客様や取引先様をはじめとするビジネスパートナーの皆様との共創により、独自性の高い技術を開発し、新しい価値を創造し続けています。また、各事業分野で培ってきた得意技術を融合し、環境・エネルギー、ライフサイエンスといった新しい事業分野にも注力しております。

創業以来、今日まで、幅広い事業分野におけるビジネスパートナーの皆様との強い信頼関係の下、ビジネスパートナーの皆様とともに築き上げてきた、独自性の高い技術力もまた、当社の企業価値の源泉となっております。

② 中期経営計画について

当社グループは、中長期的な目指すべき方向性を示した中長期ビジョン『ADEKA VISION 2025～先端技術で明日の価値を創造し豊かなくらしに貢献するグローバル企業～』を掲げ、現在の事業基盤である化学品と食品のみならず幅広い事業を世界中で展開し、メーカーとして世界の技術をリードしつつ、本業を通じて社会（豊かなくらし）に貢献するグローバル企業への変革を目指しています。

このビジョンの実現に向け、新中期経営計画『BEYOND 3000』がスタートしています。本中期経営計画は、『ADEKA VISION 2025』の実現に向けたセカンドステージであり、「売上高3,000億円を超えるグッドカンパニーとなる。」という基本方針のもと、さらなる事業拡大を目指し、オーガニックグロース（自立的成長）により、2020年度の連結売上高3,000億円超、売上高営業利益率10%、ROE10%を目標としています。

[3つの基本戦略]

(a) 3本柱の規模拡大

「樹脂添加剤」「化学品」「食品」を事業の3本柱として、事業毎に定める戦略製品の販売をグローバルで拡大する。

(b) 新規領域への進出

ターゲットとする「ライフサイエンス」「環境」「エネルギー」分野において、ビジネスモデルを構築し、事業化を推進する。

(c) 経営基盤の強化

CSRを推進し、社会への貢献と社会からの信頼を高める。

ADEKAグループの相互連携を強化し、総合力を発揮する。

[5つの施策]

(a) 経営管理：グループ経営管理の強化

ADEKAグループ共通の価値観の醸成や、制度・体制等の整備により、グループ経営管理の強化を図る。

(b) グローバル：グローバル化の拡大とローカライゼーションの加速

調達・生産・販売のグローバル展開をさらに拡大させるとともに、海外の各現地法人の成長を加速する。

(c) 技術：イノベーションの創出と競争力の強化

社会から求められる製品を永続的に創出していくため、研究開発の強化、新規事業化の推進、生産技術の深化・継承に取り組む。

(d) 人材：グローバル人材・リーダー人材の拡充

企業資産である人材への持続的な投資により、グローバル人材・リーダー人材を拡充する。

(e) 企業価値：CSRを推進し社会とともに発展

CSR推進体制のレベルアップを図り、事業を通じて社会の課題解決に貢献し、当社の持続的成長につなげていく。

以上の施策を推進していくにあたり、当社は、健全で透明性が高く、安定した経営活動の基盤となるコーポレートガバナンス、コンプライアンス及びリスクマネジメントの一層の強化に努めております。

コーポレートガバナンスの強化のため、当社は、監査役会設置会社制度の枠内で、監督と執行との分離を可及的に進めるため、執行役員制度を導入し、経営の監督及び意思決定と執行の分離を図っております。また、職務執行の責任を明確化するため、取締役と執行役員の任期はそれぞれ1年としております。取締役会は月1回の定時取締役会と、臨時取締役会を随時開催し、月に数回行われる経営会議による審議と合わせ、機動的かつ十分な検討を経て、意思決定を行っております。当社は、取締役会の承認を要する重要事項について事前審議を行い、業務執行に関する情報の共有化を図るとともに、取締役会の審議の迅速化を図る目的で、経営会議を設置しています。経営会議は、常勤取締役と執行役員で構成し、経営会議規則で定める付議事項について審議、決定しています。

取締役12名のうち2名を独立社外取締役としております。また、監査役5名のうち3名を独立社外監査役としております。

取締役・監査役候補者の指名、執行役員の選任、役員報酬の決定や、大規模買付行為への対応等、取締役会が、経営上の重要な意思決定を行う際には、その決定の客観性・透明性・公正性の確保を図るため、取締役会の審議に先立ち、独立社外取締役等の独立社外者による適切な関与・助言を得ることとしております。

大規模買付行為への対応に関しては、当社は、大規模買付者の出現時に当社取締役会が行う意思決定手続の透明性・客観性を確保することを目的として、独立性の高い社外役員と社外有識者で構成される独立委員会を設置しております。独立委員会は、大規模買付者の出現時には、企業価値の向上と株主の皆様共同の利益の確保のため、客観的・独立的な立場で取締役会に対し勧告・提案を行います。また、平時においても独立委員会は年2回開催され、これを通じて、当社は独立委員に対して当社の経営に関する情報を更新的に提供し、また、独立委員会から当社に対して客観的・独立的な立場からのご意見・ご助言をいただくことで、当社が、常に適切な経営判断を行える環境を整えております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記(1)記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、2007年5月24日開催の当社取締役会で当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の導入の決議を行い、同年6月22日開催の当社第145回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。

その後、2010年6月22日開催の当社第148回定時株主総会、2013年6月21日開催の当社第151回定時株主総会及び2016年6月24日開催の当社第154回定時株主総会にて、株主の皆様からご承認をいただき、所要の改定を加えつつ基本的な考えを維持したもものとして継続されています（以下「現行プラン」といいます）。

現行プランは、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為への対応、現行プランの適正な運用を担保するための手続等を定めたものであり、概要は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者が事前に必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に提供すること
- ② 大規模買付者は、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後にのみ、当該大規模買付行為を開始できること
- ③ 大規模買付者がルールを遵守しない場合や、ルールが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を損なうような一定の場合には、対抗措置を講ずることがあること
- ④ 対抗措置発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、経営陣から独立した社外取締役、社外監査役並びに社外有識者の中から3名以上で構成される独立委員会を設置し、取締役会の判断及び決定にあたり、独立委員会の意見を最大限尊重すること

なお、現行プランの有効期間は、第157回定時株主総会終結時までとなっております。現行プランの詳細については、2016年5月19日付でプレスリリースを公表しておりますので、詳細はそちらをご覧ください（<https://www.adeka.co.jp/news/2016/05/160519.html>）。

- (4) 上記(2)及び(3)記載の取組みが基本方針に沿い、当社の企業価値、株主共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものでないと判断した理由

上記(2)記載の当社の経営計画、コーポレートガバナンスの強化策等は、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを直接目的とするものであり、結果として基本方針の実現に資するものです。したがって、当社取締役会は、当該取組みが、基本方針に沿い、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

また、上記(3)記載の現行プランは、経済産業省及び法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、合理的な内容となっております。

① 企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上

現行プランは、大規模買付者に事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることにより、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

② 事前開示と株主意思の重視

当社は、株主・投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために現行プランを事前開示するとともに、現行プランにつき、2016年6月24日開催の当社第154回定時株主総会においてご承認をいただいております。買収防衛策の導入につき株主の皆様のご意思を反映させていただいております。また、現行プランの有効期間満了前でも、当社の株主総会において現行プランを廃止する旨の議案が承認された場合には現行プランはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様意思に係らしめられています。なお、現行プランの廃止が決議された場合、当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従い、適時適切に開示します。

③ 独立委員会の設置と、外部専門家の意見の取得による客観性・合理性の担保

当社は、現行プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために現行プランが濫用されることを防止するため、独立委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしております。

また、対抗措置の発動に際し、必要に応じて、取締役会は外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得た上で検討を行います。

これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

上記のとおり、現行プランの導入は、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値、株主の皆様共同の利益に合致し、また、当社役員の地位の維持を目的としたものではないと考えております。

(注) 当社は、第157回定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現行プランを更新する予定です。

連結株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年4月1日 残高	22,944	19,985	135,988	△554	178,363
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△4,436		△4,436
親会社株主に帰属する 当期純利益			17,055		17,055
土地再評価差額金の取崩			22		22
自己株式の取得				△787	△787
自己株式の処分		△0		459	458
連結範囲の変動				56	56
その他		39			39
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	38	12,642	△271	12,409
2019年3月31日 残高	22,944	20,023	148,630	△825	190,772

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2018年4月1日 残高	12,002	4,276	4,346	△2,368	18,256	8,468	205,088
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△4,436
親会社株主に帰属する 当期純利益							17,055
土地再評価差額金の取崩							22
自己株式の取得							△787
自己株式の処分							458
連結範囲の変動							56
その他							39
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△1,904	△22	△2,478	△43	△4,448	31,451	27,002
連結会計年度中の変動額合計	△1,904	△22	△2,478	△43	△4,448	31,451	39,412
2019年3月31日 残高	10,098	4,253	1,867	△2,411	13,807	39,919	244,500

(注) 単位百万円未満は、切り捨てております。

連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 37社

主要な連結子会社の名称

日本農薬(株)、ADEKAケミカルサプライ(株)、ADEKAクリーンエイド(株)、ADEKA総合設備(株)、ADEKA食品販売(株)、オキシラン化学(株)、AMFINE CHEMICAL CORP.、長江化学股份有限公司、ADEKA KOREA CORP.、ADEKA Europe GmbH、艾迪科(中国)投資有限公司

このうち、日本農薬(株)他9社については、当連結会計年度において日本農薬(株)の株式を追加取得したことに伴い連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

(株)東京環境測定センター

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 4社

主要な会社等の名称

(株)コープクリーン、昭和興産(株)、Sipcam Europe S.p.A.

このうち、Sipcam Europe S.p.A.他1社については、日本農薬(株)を連結の範囲に含めたことに伴い持分法適用の範囲に含めております。

なお、日本農薬(株)を連結の範囲に含めたことに伴い、同社を持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(株)東京環境測定センター、関東珪曹硝子(株)

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

AMFINE CHEMICAL CORP.他12社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、12月31日の財務諸表を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

Sipcam Nichino Brasil S.A.の決算日は6月30日であり、連結決算日で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

日本農薬(株)他6社の決算日は9月30日であり、連結決算日で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

当連結会計年度においてADEKA KOREA CORP.、ADEKA POLYMER ADDITIVES EUROPE SAS、ADEKA FOODS(ASIA) SDN.BHD.は、決算日を12月31日から3月31日に変更し、連結決算日と同一となっております。なお、当該子会社の2019年1月1日から2019年3月31日までの3か月の損益について連結損益計算書を通じて調整する方法を採用しており、当連結会計年度における会計期間は15か月間となっております。当該子会社の2019年1月1日から2019年3月31日までの売上高は9,898百万円、営業利益は964百万円、経常利益は1,006百万円、税引前当期純利益は1,006百万円であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

<その他有価証券>

時価のあるもの……………株式については、主として連結決算期末前1ヶ月の市場価格等の平均、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・商品……………主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕掛品……………主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料・貯蔵品……………主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産は除く）

建物（建物附属設備を除く）及び機械装置……………定額法

上記以外の有形固定資産……………定率法

2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～60年

機械装置及び運搬具 3～20年

その他有形固定資産 3～20年

② 無形固定資産（リース資産は除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りです。

ソフトウェア（自社用）……………5年（社内における見込利用可能期間）

技術資産……………10年

顧客関連資産……………20年

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

受取手形、売掛金、貸付金等の債権に対する貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職により支給する役員退職慰労金に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤ 環境対策引当金

所有土地の再開発に伴う土壌調査等に対する支出に備えるため、当連結会計年度末に必要なと認めた合理的な見積額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年及び17年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年及び17年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① のれんの償却方法及び期間

のれんの償却については、6年間の均等償却を行っております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[表示方法の変更に関する注記]

連結貸借対照表関係

当連結会計年度より「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	54	百万円
受取手形及び売掛金	4,104	〃
商品及び製品	1,170	〃
原材料及び貯蔵品	542	〃
建物及び構築物	912	〃
機械装置及び運搬具	979	〃
土地	1,528	〃
その他	8	〃
合計	9,300	〃

(2) 担保に係る債務

短期借入金	313	〃
1年内長期借入金	644	〃
長期借入金	2,641	〃
合計	3,598	〃

2. 有形固定資産に係る減価償却累計額 205,890百万円

3. 売上債権の流動化

売上債権の一部を譲渡し、債権の流動化を行っております。

手形債権流動化取引による買戻し義務 170百万円

4. 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（1999年3月31日公布法律第24号、2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法……………「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行い算出しております。
- ・再評価を行った年月日 2002年3月31日
- ・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 $\Delta 4,776$ 百万円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式数				
普通株式	103,651,442	—	—	103,651,442
合計	103,651,442	—	—	103,651,442
自己株式数				
普通株式(注)	721,601	212,920	267,000	667,521
合計	721,601	212,920	267,000	667,521

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取、持分法適用会社の持分変動による増加及び持分法適用会社による親会社株式の取得であります。減少は、自己株式の処分、連結会社保有親会社株式の売却による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式	2,277	22	2018年3月31日	2018年6月25日
2018年11月14日 取締役会	普通株式	2,175	21	2018年9月30日	2018年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	2,486	利益剰余金	24	2019年3月31日	2019年6月24日

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金・債券等により運用し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売債権基準及び与信管理基準に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、長期借入金については、固定金利による借入を実施することにより、金利変動リスクを回避することとしておりますが、一部の変動金利を採用した長期借入金の金利変動リスクに対しては、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

外貨建の債権・債務の一部については、為替変動リスクを低減化することを目的として、販売額及び購入額の範囲内で為替予約を行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	58,585	58,585	—
(2) 受取手形及び売掛金	93,416	93,416	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	27,465	27,465	—
(4) 支払手形及び買掛金	56,296	56,296	—
(5) 短期借入金	21,718	21,718	—
(6) 社債	11,812	11,826	14
(7) 長期借入金	26,218	26,425	207
(8) デリバティブ取引（*）	△57	△57	—

（*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示されております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は合理的に算定された価額によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債、並びに(7) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の社債の発行、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) デリバティブ取引

為替予約取引の時価については、先物為替相場によっており、金利スワップ取引の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区	分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非	上 場 株 式	12,834

[1 株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額 1,986円53銭
2. 1株当たり当期純利益 165円78銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当する事項はありません。

株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計		その他利益剰余金				
					配当準備 積立金	固定資産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金		
2018年4月1日 残高	22,944	19,970	—	19,970	1,096	90	68	51,241	43,139	95,635
事業年度中の変動額										
剰余金の配当									△4,453	△4,453
圧縮積立金の取崩							△2		2	—
当期純利益									12,493	12,493
自己株式の取得										
自己株式の処分			50	50						
土地再評価差額金の取崩									22	22
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	50	50	—	—	△2	—	8,065	8,062
2019年3月31日 残高	22,944	19,970	50	20,021	1,096	90	65	51,241	51,205	103,698

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
2018年4月1日 残高	△119	138,431	9,079	4,276	13,356	151,787
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△4,453				△4,453
圧縮積立金の取崩		—				—
当期純利益		12,493				12,493
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	61	112				112
土地再評価差額金の取崩		22				22
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)			△1,653	△22	△1,675	△1,675
事業年度中の変動額合計	61	8,174	△1,653	△22	△1,675	6,498
2019年3月31日 残高	△58	146,606	7,426	4,253	11,680	158,286

(注) 単位百万円未満は、切り捨てております。

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの……………株式については、事業年度末前1ヶ月の市場価格等の平均、それ以外については、事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品……………総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原料・貯蔵品……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）及び機械装置……………定額法

上記以外の有形固定資産……………定率法

2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年

構築物 3～60年

機械装置 3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）……………社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他の無形固定資産……………定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

受取手形、売掛金、貸付金等の債権に対する貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（17年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（17年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[表示方法の変更に関する注記]

貸借対照表関係

当事業年度より「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額	142,932百万円
2. 偶発債務	
(1) 保証債務	
関係会社の金融機関からの借入に対する債務保証	1,738百万円
子会社の手形債権流動化取引に伴う債務保証	43 〃
(2) 売上債権の流動化	
売上債権の一部を譲渡し、債権の流動化を行っております。	
手形債権流動化取引による買戻し義務	126百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	19,068百万円
長期金銭債権	5,180 〃
短期金銭債務	7,774 〃
4. 土地再評価法の適用	
「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（1999年3月31日公布法律第24号、2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。	
・再評価の方法……………「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行い算出しております。	
・再評価を行った年月日	2002年3月31日
・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△4,776百万円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高	
売上高	57,458百万円
仕入高	29,006 〃
営業取引以外の取引高	3,938 〃

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

(単位：株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式 (注1、2)	122,089	365	63,000	59,454
合計	122,089	365	63,000	59,454

(注1) 自己株式の増加数の内訳

単元未満株式の買取による増加

(注2) 自己株式の減少数の内訳

自己株式の処分による減少

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	3,901	百万円
関係会社株式評価損否認	870	〃
賞与引当金	577	〃
固定資産減損損失否認	483	〃
貸倒引当金	242	〃
株式評価損否認	224	〃
未払事業税	154	〃
棚卸資産評価損否認	152	〃
減価償却超過額	101	〃
その他	380	〃
繰延税金資産小計	7,084	〃
評価性引当額	△1,485	〃
繰延税金資産合計	5,599	〃

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	28	〃
その他有価証券評価差額金	3,133	〃
その他	0	〃
繰延税金負債合計	3,162	〃
繰延税金資産の純額	2,437	〃

再評価に係る繰延税金負債

土地再評価差額金	3,414	〃
----------	-------	---

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注4)	科目	期末残高 (百万円) (注4)
子会社	ADEKAケミカルサプライ(株)	所有 直接 94.43 間接 5.57	当社製品を販売	化学品製品を 販売(注1)	10,194	売掛金	3,538
	ADEKA総合設備(株)	所有 直接 100.00	設備等を購入	設備等を購入 (注2)	12,359	未払金 買掛金 未払費用	2,384 184 39
	日本農薬(株)	所有 直接 51.00	資本取引	増資の引受 (注3)	8,000	-	-
関連会社	昭和興産(株)	所有 直接 20.81	当社製品を販売	化学品製品を 販売(注1)	7,914	売掛金	3,118

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 設備等の購入については、複数の見積りを入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。

(注3) 当社が日本農薬(株)の行った第三者割り当てを1株につき670円で引き受けたものであります。

(注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

役員及び主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注2)	科目	期末残高 (百万円)
役員	郡 昭 夫	被所有 直接 0.07	当社代表取締役会長	金銭報酬債権 の現物出資 (注1)	16	-	-
役員	城 詰 秀 尊	被所有 直接 0.03	当社代表取締役社長	金銭報酬債権 の現物出資 (注1)	16	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 譲渡制限付株式報酬制度(譲渡制限期間3年)に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,527円98銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 120円62銭 |

【重要な後発事象に関する注記】

該当する事項はありません。